

# 平成30年度 行方市 決算

【問い合わせ】  
財政課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811

## 決算の概況

市民の皆さんが納めた税金や国・県からの補助金は、市民生活のためにさまざまな形で使われています。決算は、それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにどのように生かされたかをまとめたものです。

### 一般会計

平成30年度の一般会計決算額は、歳入が171億352万円、歳出が166億276万円、当年度における「歳入歳出差引額」は5億76万円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は4億426万円となりました。

### 【歳入】

全体では、前年度に比べて1億1825万円（0.7%）の減となりました。

景気の回復等により、市税や地方消費税交付金などの歳入は増加したものの、国勢調査人口や学校数の減少、合併算定替の縮減等が影響し、地方交付税や国庫支出金などが減額となりました。

### 【歳出】

前年度に比べ8601万円（0.5%）の減となりました。一層の経費削減など財政の健全化に努めながら、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。

平成30年度は、農林水産業費や土木費が減額となりました。

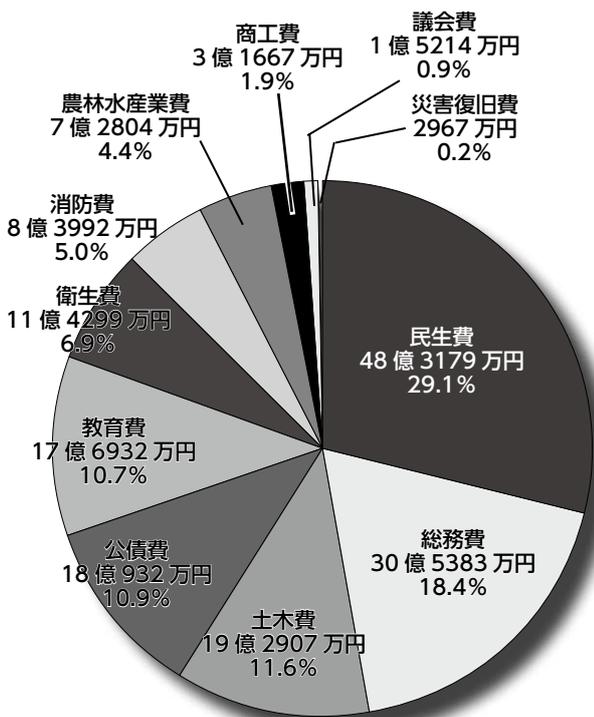
人件費や公債費、扶助費といった義務的経費は決算額全体の44%を占め、依然として高い割合となっており、道路整備などにある投資的経費は年々減少しています。

### 特別会計・企業会計

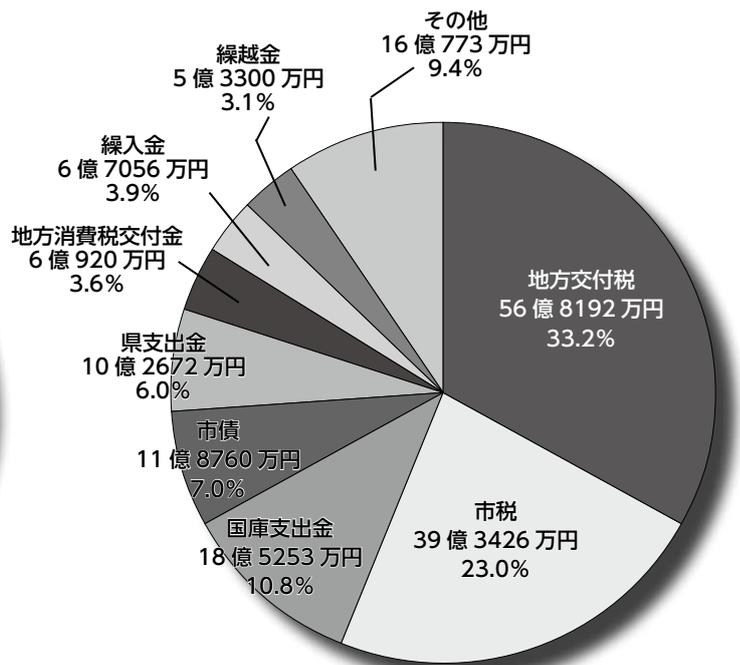
一般会計のほかに、特定の事業を行うための7つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」があります。

「特別会計」と「水道事業会計」の収益的収支を併せた決算額は、歳入総額113億9152万円、歳出総額110億7736万円、差引3億1416万円となりました。

## 一般会計歳出 166億276万円



## 一般会計歳入 171億352万円



※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

## 特別会計・企業会計決算額

会計区分	歳入決算額 主な項目	歳出決算額 主な項目	歳入歳出差引残金
国民健康保険	50億5688万円	50億3354万円	2334万円
	国民健康保険税、県支出金、繰入金など	保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費など	
介護保険 (保険事業勘定)	38億1142万円	36億8572万円	1億2570万円
	保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金など	保険給付費、地域支援事業費、総務費など	
介護保険 (サービス事業勘定)	636万円	402万円	234万円
	介護予防サービス費収入、繰入金など	新予防給付事業費など	
後期高齢者医療保険	3億4672万円	3億4541万円	131万円
	保険料、繰入金など	広域連合納付金など	
農業集落排水事業	3億3284万円	3億1877万円	1407万円
	負担金、国庫支出金、繰入金、使用料など	総務費、公債費、事業費	
特定環境保全 公共下水道事業	3億8973万円	3億7580万円	1393万円
	県支出金、市債、国庫支出金、使用料、繰入金など	事業費、公債費、総務費など	
流域関連公共 下水道事業	3億6156万円	3億4815万円	1341万円
	使用料、負担金、国庫支出金、市債、繰入金など	公債費、維持費、下水道費、総務費	
戸別浄化槽整備事業	1億3802万円	1億1905万円	1897万円
	市債、国庫支出金、県支出金、負担金、繰入金など	事業費、総務費、公債費	

※数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、右ページの合計額とは一致しません。

## 水道事業会計

区分	歳入	歳出	差引額
収益的収支	9億4799万円	8億4691万円	1億108万円
資本的収支	4億7406万円	8億5826万円	△3億8420万円

※企業会計である水道事業は、給水などの営業面からみた収支を「収益的収支」、設備など所有財産の面からみた収支を「資本的収支」としています。

特別会計合計 (特別会計+水道収益)	113億9152万円	110億7736万円	3億1416万円
-----------------------	------------	------------	----------

## 市の施設等 年末年始の休業・休館のお知らせ

市役所	12/29 (日) ~ 1/3 (金) ※死亡届に伴う火葬許可証の発行は、麻生庁舎総合窓口室(☎0299-72-0811)で行います。 ▶対応時間 8:30~17:15 日直からの連絡により、担当職員(総合窓口課・室)が対応しますが、事前に連絡をいただければスムーズな手続きが可能です。 ※12/29(日)は庁舎電気設備点検のため、午後のみ対応となります。	あそう温泉「白帆の湯」	年末年始は休まず営業
公民館	12/29 (日) ~ 1/3 (金)	天王崎観光交流センター コテラス	年末年始は休まず営業 1/1 (水) 午前10時~午後4時営業 1/2 (木)・1/3 (金) 午前10時~午後5時営業
図書館	12/29 (日) ~ 1/3 (金)	北浦荘	年末年始は休まず営業
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/28 (土) ~ 1/4 (土)	霞ヶ浦ふれあいランド	12/30 (月)・12/31 (火) 1/1 (水) 午前6時~正午(タワーのみ営業) 1/2 (木) から通常営業
麻生衛生センター	12/31 (火) ~ 1/5 (日)	観光物産館 こいこい	1/1 (水) 12/31 (火) 午前9時~午後3時営業 1/2 (木)・1/3 (金) 午前9時~午後3時営業
玉造有機肥料供給センター	12/31 (火) ~ 1/5 (日)		
資源ごみ(紙類)ストックヤード	12/28 (土)・12/29 (日) (通常は土日のみ開設)		

## 年末年始のごみ収集・環境美化センターの業務予定

【問い合わせ】環境課(北浦庁舎) ☎0291-35-2111  
環境美化センター ☎0299-72-1853

年末年始のごみ収集および環境美化センターの業務予定は、次のとおりです。



12/27 (金)	玉造地区(ごみ収集最終日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
12/28 (土)	北浦地区(ごみ収集最終日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
12/30 (月)	麻生地区(ごみ収集最終日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
12/31 (火) ~1/3 (金)	美化センター休業期間
1/4 (土)	北浦地区(ごみ収集開始日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
1/6 (月)	麻生地区(ごみ収集開始日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
1/7 (火)	玉造地区(ごみ収集開始日) ●燃えるごみ ●資源ごみ

12月16日(月)~30日(月)、環境美化センターは相当の混雑が予想されます。年末の大掃除等によるごみは、できる限りお早めに搬入されますようご協力をお願いします。

## ごみ集積所およびごみ袋の販売店について

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本市のごみ袋が新しくなり、2カ月がたちました。

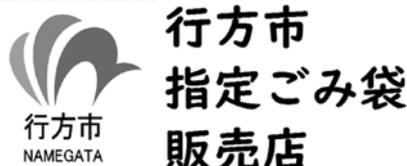
切り替え当初は、集積所にたくさんの古いごみ袋が出されていましたが、おおよその集積所は、新しいごみ袋に切り替わっているようです。今回は、市役所での違反ごみの回収は控えさせていただきました。古いごみ袋を新しいごみ袋に入れ替えたり、古いごみを美化センターに運んだり、集積所にポスターを貼るなど、区長さんをはじめ、集積所の管理に協力していただきます地区の皆さまが、あの手この手と、対応してくださっています。

集積所は、地区の所有物です。みんなできれいに使いましょう。市民の皆さまにおかれましても、ご協力をお願いします。指定ごみ袋の販売店は、下記の表示が目印になります。身近な販売店をご利用ください。

また、販売店の皆さまは、市民の方に表示が見えるよう、入口の見やすいところに必ず表示してください。皆さまのご協力をお願いします。

※指定ごみ袋の販売店を随時募集しています。ご協力いただけます方は、環境課までお問い合わせください。

【行方市指定ごみ袋販売店の表示】



農業振興地域整備計画の総合見直しに伴い、

## 令和2年度は、農振除外の申出（随時変更）の受付を一時停止します

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本市の農業振興地域整備計画は、平成24年2月に総合見直しが行われ、それから7年が経過しています。このため、農業振興地域の基礎調査を実施し、新たな農業振興地域整備計画の策定に向け、総合見直しの作業に取り組みます。

総合見直しの作業は、令和元年度に基礎調査を行い、令和2年度中に計画策定を完了する予定です。

農振除外の申出（随時変更）は、年3回の受付（5月末、9月末、翌年1月末締切）を行っていますが、この総合見直しに伴い、令和2年度については、農振除外の申出（随時変更）の受付を一時停止します。

なお、農振除外を希望される方は、事前に問い合わせ相談後、申出書類等を作成し、令和2年1月31日までに申し出てください。

事前問い合わせ、相談等がなく、締切間際で申し出をされますと、書類不備等により受け付けることができないことがありますので、ご注意ください。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

▶**令和元年度 受付締切日** 令和2年1月31日（金）

▶**令和2年度 受付の一時停止期間**

※受付再開は、令和3年5月31日締切分からを予定しています。

## 水道加入のご案内

【問い合わせ】水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108

本市では、全ての市民の皆さまが安心・安全な水道によって健康で快適な生活を送ることができるよう、整備・普及に努めています。

井戸水の場合、一般細菌等の値が水質検査の基準に適合せず、飲用に適さないこともあります。

水道の水は、地下水に含まれるにごりや不純物を取り除き、塩素での殺菌を行っています。また、水道法により 51 項目の水質基準が定められ、安心して飲めるよう厳しい検査を経て、皆さまに供給されます。

まだ水道に加入されていない方は、安心して利用できる水道への加入をご検討いただきますようお願いいたします。

### ■加入金

口径	加入金
20mm	165,000 円
25mm	231,000 円
30mm	473,000 円
40mm	693,000 円
50mm	1,320,000 円
75mm	3,564,000 円
100mm	その都度管理者が定める

### ■手数料

種類	手数料
設計審査手数料	1,100 円
工事検査手数料	1,100 円



### ■水道料金

用途	基本料金（1カ月につき）		超過料金	
	水量	料金	1 m <sup>3</sup> につき	
一般用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	2,200 円	220 円	—

### ■メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	45mm	50mm	75mm～
1カ月につき	94 円	125 円	157 円	177 円	262 円	1,780 円	2,514 円

※水道引き込み工事には、別途費用がかかります。

## 療育手帳 判定等の巡回相談について

【問い合わせ】茨城県福祉相談センター ☎029-221-0800

茨城県福祉相談センターでは、18 歳以上の知的障害者の方を対象に、巡回相談を行います。

療育手帳の判定、再判定および相談を希望される方は、事前のお申し込みが必要になりますので、茨城県福祉相談センターまでご連絡ください。

- ▶期日 令和2年1月29日（水）
- ▶時間 午前10時～午後2時
- ▶対象 療育手帳をお持ちの18歳以上の方、18歳以上で療育手帳の相談を希望される方
- ▶人数 6人（定員になり次第受付終了）
- ▶場所 行方市役所玉造庁舎 会議室

## 学校支援ボランティアを随時募集しています！

～ あなたの力が地域の学校や子どもたちの力になります ～

【問い合わせ】生涯学習課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

「行方市の子どもたちの教育のために役立ちたい」「学校でボランティア活動をしてみたい」という思いをお持ちの地域の皆さん、地域の力で、市内の学校の教育活動や環境整備・安全活動にボランティアとして活動してみませんか？

本市では、学校を支援していただくボランティアを随時募集しています。ボランティアに登録をしていただくと、生涯学習課または学校からボランティア支援の依頼要請があり、学校で活動していくことになります。学校支援ボランティアは、ボランティア活動のため謝金や交通費などの支給はありませんが、ボランティア活動等の事故においては、市が加入する保険内にて対応しています。

本市の子どもたちのために皆さんの力を発揮できる場です。ご応募をお待ちしています。

### ▶学校支援ボランティア制度のねらい

- 学校と地域が連携・協働する体制を目指す
- 子どもたちの教育をよりよいものにする
- 学校における働き方改革を支援する
- 地域の教育力が向上する

### ▶活動内容

#### 【学習支援関係】

- ・習字の指導
- ・戦争体験の話
- ・裁縫やミシン指導の補助
- ・絵画の技術指導
- ・水泳学習での指導や補助および見守り（特に学校で必要としています） など

#### 【学校行事・環境・安全・部活動関係】

- ・花壇の整備および除草作業
- ・芝刈り作業
- ・図書室の環境整備
- ・校外学習での安全支援
- ・登下校の見守り
- ・学校行事の会場設営や片付け
- ・給食、清掃活動の補助
- ・休み時間の子どもたちの見守り
- ・部活動指導 など

※活動内容は他にもたくさんあります。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

### ▶申込方法

生涯学習課（北浦庁舎）および各公民館に置いてある「行方市学校支援ボランティア登録書」に必要事項を記入の上、生涯学習課または各公民館へお申し込みください。

※学校の教育活動において要請を受けての活動となりますので、登録者全員にもれなく依頼があるとは限りません。あらかじめご了承ください。

### 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろときナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

#### ■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

#### ■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

## 潮来税務署からのお知らせ

【問い合わせ】 潮来税務署 個人課税第一部門 ☎0299-66-7510

### スマホで確定申告ができます！

「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

#### ○スマホで見やすい専用画面

スマートフォン専用の見やすい画面を用意しています。専用画面をご利用いただける方の範囲が、令和2年1月から、給与が複数ある方や公的年金などの雑所得がある方などにも広がります。

#### ○e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、「ID・パスワード方式の届出」をされている方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

注1: マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、地方公共団体情報システム機構「公的個人認証サービスポータルサイト」(<https://www.jpki.go.jp>)をご確認ください。

注2: e-Taxをご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

### 「ID・パスワード方式」とは…

「ID・パスワード方式の届出」をすることにより発行される、専用の「ID・パスワード」を使用して、マイナンバーカードが無い方でもe-Taxで送信できる方式です。

届出は、税務署職員が面接による本人確認を行った上で受付しますので「ご本人が税務署の窓口で届出を行う」必要があります。

注1: 代理人や郵送による届出はできません。

注2: 暫定的な対応となりますので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

注3: 税務署の開庁日時は、土日祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時までです。

### 「ID・パスワード方式の届出」の出張発行会のお知らせ

潮来税務署では、今回特別に行方市役所で「ID・パスワード方式の届出」の発行会を開催します。ぜひご利用ください。

▶日時 12月10日（火）午前10時～午後3時30分

▶会場 行方市役所 麻生庁舎 別棟会議室

▶持ち物 本人確認書類（運転免許証など）

▶所要時間 お一人約5分（待ち時間を除く）



- 市・県民税 第4期 ○国民健康保険税 第6期  
○介護保険料 第5期 ○後期高齢者医療保険料 第6期  
納付期限（口座振替日）は12月25日です。

## スマートフォンアプリ収納サービス開始

令和2年1月10日から、スマートフォンアプリを利用して、各種税金・料金の支払いがいつでも、どこでも手軽にできるようになります。このサービスの対象は、コンビニ納付が可能な税金や料金です。専用アプリをダウンロードした後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、銀行口座や電子マネーを利用して納付します。銀行やコンビニに行く手間が省け、時間や場所を選ばず簡単・便利に納付することができます。

### ○ご利用可能な市税等

固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料  
※すべて普通徴収分に限りです。

### ○ご利用可能なスマートフォン アプリ

PayPay(PayPay 株式会社) LINE Pay (LINE Pay 株式会社) PayB (ビリングシステム株式会社)

### ○注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・軽自動車税（継続検査対象車種）を納付した場合は、当初課税分を期限内に納付した場合に限り、車検用納税証明書を6月中旬に送付。
- ・バーコードが読み取れない場合や、バーコードの印字がない納付書は利用不可。
- ・納付後すぐに納税証明書等が必要な場合は、金融機関等で納付してください。
- ・重複納付を防止するため、決済後の納付書は破棄してください。
- ・納付手続きが完了した後は、取り消しはできません。必ず注意事項を確認した上でご利用ください。
- ・納付に係る手数料は無料です（通信料等は利用者負担です）。

## 口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

税 目	納期限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日
介護保険料	6期（4月から2月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日
後期高齢者医療保険料	8期（7月から2月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日の場合は、これらの日の翌日が納期限となります。

## 徴収猶予について

市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります。

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

- ①災害や盗難にあったとき ②納税者または家族の病気・負傷 ③事業の廃止・休止  
④事業について著しい損失を受けたとき ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき

### ◇猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。